

「青少年の ICT 活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」 開催要綱

1 目的

近年、青少年におけるスマートフォンの普及やインターネットの利用拡大等に伴い、青少年の ICT 活用が日常的になっていることから、自分たちの意思で自律的にデジタル社会と関わっていくという「デジタル・シティズンシップ」の考え方も踏まえつつ、青少年の ICT 活用に向けたリテラシーの向上を図るための方策について検討を行う。

また、青少年を保護するための手段であるフィルタリングサービスについて、携帯電話事業者、OS 事業者、保護者等、各関係者の役割を踏まえた検討を行う。

2 名称

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「青少年の ICT 活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- （１）青少年がデジタル社会において身に付けるべきリテラシーに関する事項
- （２）今後のデジタル社会における青少年のリテラシーの向上推進方策に関する事項
- （３）青少年のインターネット利用環境整備（理解力の向上、フィルタリング利用率の向上、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等）に関する事項
- （４）その他の事項

4 構成及び運営

- （１）本 WG は、大臣官房総括審議官（情報通信担当）の会議とする。
- （２）本 WG の構成員は、別紙 1 のとおりとする。
- （３）本 WG には、主査及び主査が指名する主査代理を置く。
- （４）主査は、本 WG を招集し、運営する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本 WG を招集し、運営する。
- （５）主査は、必要に応じ、本 WG の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- （６）主査は、必要に応じ、本 WG の構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （７）その他、本 WG の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- （１）本 WG は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （２）本 WG で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本 WG の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室及び情報流通適正化推進室が行う。

「青少年の ICT 活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」

構成員・オブザーバー名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

主査代理	石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 参与
	上沼 紫野	LM 虎ノ門南法律事務所 弁護士
	尾上 浩一	一般社団法人安心ネットづくり促進協議会 顧問 (公益社団法人日本 PTA 全国協議会 元会長)
	尾花 紀子	ネット教育アナリスト
主査	佐和 伸明	柏市立大津ヶ丘第一小学校 校長
	曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
	富永 みずき	認定 NPO 法人カタリバ 家庭・保護者オンライン伴走領域事業 副責任者
	中川 一史	放送大学 教授
	中村 伊知哉	iU 学長
	益川 弘如	青山学院大学教育人間科学部教育学科 教授
	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
	山口 真一	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授
	米田 謙三	早稲田摂陵高等学校 教諭

【オブザーバー】

株式会社 NTT ドコモ
 KDDI 株式会社
 ソフトバンク株式会社
 楽天モバイル株式会社
 (一社)電気通信事業者協会
 (一社)テレコムサービス協会
 (一社)全国携帯電話販売代理店協会
 (一社)安心ネットづくり促進協議会
 (一財)マルチメディア振興センター
 (一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム
 (一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構
 アルプス システム インテグレーション株式会社
 デジタルアーツ株式会社

こども家庭庁
 文部科学省